

諮問庁：国税庁長官

諮問日：令和5年10月2日（令和5年（行情）諮問第867号及び同第868号）及び同月26日（同第971号）

答申日：令和6年1月22日（令和5年度（行情）答申第607号ないし同第609号）

事件名：特定日付け「個人課税関係における実地調査の実施要領について（指示）」の一部開示決定に関する件

「個人課税事務提要（第10章 実地調査事務）」の一部開示決定に関する件

「個人課税事務提要（第10章 実地調査事務）」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表1の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和5年7月5日付け特定記号1第31号により特定国税局長が、同月4日付け課個1-59により国税庁長官が、同年8月14日付け特定記号2第4号により特定税務署長（以下、特定国税局長及び国税庁長官と併せて「処分庁」という。）がそれぞれ行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（資料については省略）。

(1) 審査請求書（令和5年（行情）諮問第867号及び同第971号）

ア 不開示とした部分には、「調査方法に関する事項が記載されており、これを公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、法5条6号イに該当するため。」とある。

イ 調査方法に関する事項を公にすることが、正当な調査方法の証明と

なり、調査官の恣意を防ぐ効果もある。

そもそも、税務調査は公平を期するため、第三者の立会は不可欠である。

過去、調査官の行き過ぎた行為により、被調査者が不利益を被るといふ事案が発生している。調査方法を公にすることこそが、公平な税務調査といえる。

ウ 「法5条6号イに該当するため」とあるが、何の法律であるか、特定できない。

法律名を明記願う。

(2) 審査請求書（令和5年（行情）諮問第868号）

ア 不開示理由として、「選定事由及び選定基準が具体的に記載されており、公にすることにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。」としている。

イ 「選定事由及び選定基準」は「極秘」又は「秘」取扱い文書には該当しないはずである。

「選定事由及び選定基準」を被調査者に明らかにすることにより、より公平公正な調査が期待できるものである。

過去、調査官の行き過ぎた行為により、被調査者が不利益を被るといふ事案が発生している。「選定事由及び選定基準」を公にすることこそが、公平な税務調査といえる。

逆に、「選定事由及び選定基準」を明らかにしないことにより、調査官がその選定基準にそわない逸脱した行為をなすおそれがある。公にしない限り、調査官により不法行為が隠蔽されるおそれもある。

ウ 「選定事由及び選定基準」を明らかにすることにより、被調査者はそれにそった回答をするものである。違法又は不当な行為を容易するものではない。

エ 一部不開示の理由として法5条6号イに該当するため、不開示としたとある。

※ 法6条1項には「行政機関の長は・・・当該部分（不開示情報）を除いた部分につき開示しなければならない。」とある。

しかしながら、「選定事由及び選定基準」が不開示情報であると断定できない。国税庁が不開示情報と断定した根拠の開示を求める。

(3) 意見書1（令和5年（行情）諮問第867号及び同第868号）及び意見書2（令和5年（行情）諮問第971号）

ア 税務調査の手の内情報や調査方法を明らかにすることにより、一部の納税者等において、自身が調査対象とされる可能性が高いことを予

測できない。

イ あくまでも、調査対象者と一部の納税者は利害関係になく、あくまでも他人であるから、調査方法等が他人である一部の納税者に漏洩する可能性は少ない。

ウ そもそも、税務調査の主導権は、国税庁側にあり、納税者等が調査対象とされることを予測することは、不可能である。

エ 「税額計算上の不正手口等の巧妙化を図る」ことについて

そもそも、実地調査における留意事項等を明らかにすることにより、調査対象者に対し、国税庁は平等・公平・公正な調査が実施できるものである。

オ 調査対象者を選定するのは、国税庁側であり、被調査者及び調査時期を予測できない納税者等は「違法又は不当な行為」をなす予測さえできないから、国税庁の理由は失当である。

カ 過去、税務調査者の行き過ぎた行為又は恣意的な調査により、被調査者が被害を受ける事案が発生している。調査者は調査の内容及び調査区分を明確にするのはもちろんのこと、調査手続きに関する事項等を明確にすることは、国税庁の当然の義務である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件各審査請求について

本件各審査請求は、法3条の規定に基づく各開示請求に対し、処分庁が行った各一部開示決定（原処分）について、不開示部分の開示を求めるものである。

2 本件対象文書について

本件対象文書について、処分庁は、別表1及び別表2の一連番号1ないし38に掲げる不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）には調査手法に関する事項及び調査の選定基準等が具体的に記載されており、これを公にすることにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 令和5年（行情）諮問第867号

ア 文書1について

文書1は、個人課税関係の実地調査に係る事務運営の基本方針や申告審理の方法、実地調査における留意点など、実地調査事務における実施要領を定めたものである。

イ 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(ア) 別表1の2欄に掲げる部分について

当該部分については、法5条6号イの不開示情報に該当するとは認められないため、開示すべきである。

(イ) 別表1の2欄に掲げる部分を除く部分について

当該部分には、個人課税関係の实地調査における重点課題への取組内容、实地調査事案の選定に関する事項や調査手続に関する事項、实地調査における留意事項が具体的に記載されているところ、これを公にすることにより、税務調査の手の内情報や調査手法を明らかにすることとなり、その結果、一部の納税者等においては、自身が調査対象とされる可能性が高いことを予測し、税額計算上の不正手口等の巧妙化を図るなどにより、調査対象とされることを免れるなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当すると認められる。

(2) 令和5年(行情)諮問第868号及び同第971号

ア 文書2について

個人課税事務提要は、個人課税事務運営要領に示されている基本的な考え方及び実施の大綱に基づいて運営される個人課税事務の具体的な処理手続等を定めることにより、事務担当者に体系的な理解を与え、事務処理の適正、効率化を図ることを目的としているところ、本件対象文書は、各税務署の個人課税部門における調査事務のうち、实地調査に係る事項について定めている。

イ 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(ア) 一連番号30について

当該部分には、青色大規模農家の選定基準が具体的に記載されているところ、これを公にすることにより、税務調査の手の内を明らかにすることになり、その結果、一部の納税者等においては、自身が調査対象とされる可能性が高いことを予測し、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、調査対象とされることを免れるなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当すると認められる。

(イ) 一連番号31について

当該部分には、調査等の実施に当たっての選定事由が具体的に記載されているところ、これを公にすることにより、税務調査の手の

内を明らかにすることになり、その結果、一部の納税者等においては、自身が調査対象とされる可能性が高いことを予測し、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、調査対象とされることを免れるなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当すると認められる。

(ウ) 一連番号32ないし37について

当該部分については、申告審理に当たっての処理要領（審査方法）及び実地調査の選定基準が具体的に記載されているところ、これを公にすることにより、税務調査の手の内を明らかにすることになり、その結果、一部の納税者等においては、自身が調査対象とされる可能性が高いことを予測し、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、調査対象とされることを免れるなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当すると認められる。

(エ) 一連番号38について

当該部分については、連携調査の対象とする事案についてその選定基準が具体的に記載されているところ、これを公にすることにより、税務調査の手の内を明らかにすることになり、その結果、一部の納税者等においては、自身が調査対象とされる可能性が高いことを予測し、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、調査対象とされることを免れるなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当すると認められる。

4 結論

(1) 令和5年（行情）諮問第867号

以上のことから、文書1につき、その一部を法5条6号イに該当するとして不開示とした決定（原処分1）については、別表の2欄に掲げる部分は、法5条6号イに該当せず、開示すべきであるが、同欄に掲げる部分を除く部分は、法5条6号イの不開示情報に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

(2) 令和5年（行情）諮問第868号及び同第971号

以上のことから、原処分2及び原処分3において不開示とした部分については、いずれも法5条6号イの不開示情報に該当するため、原処分

2及び原処分3は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年10月2日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第867号及び同第868号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同月20日 審査請求人から意見書1及び資料を収受（同上）
- ④ 同月26日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第971号）
- ⑤ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑥ 同月27日 審議（令和5年（行情）諮問第867号及び同第868号）
- ⑦ 同年11月13日 審議（令和5年（行情）諮問第971号）
- ⑧ 同月30日 審査請求人から意見書2を収受（同上）
- ⑨ 同年12月18日 本件対象文書の見分及び審議（令和5年（行情）諮問第867号、同第868号及び同第971号）
- ⑩ 令和6年1月15日 令和5年（行情）諮問第867号、同第868号及び同第971号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条6号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、本件不開示部分のうち、別表1の2欄に掲げる部分を新たに開示するが、その余の部分（以下「本件不開示維持部分」という。）については、なお不開示とすべきとしている。

そこで、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 別表1の3欄に掲げる部分について

当該部分に記載された情報は、個人課税関係の实地調査において国税当局職員が実施すべき事前通知、反面調査、行政文書等の適切な管理及び調査結果の説明に関する留意事項並びに部内における報告書等の作成基準等と認められるものの、これらは、一般的な記載にとどまる情報、あるいは、本件対象文書において既に開示されている部分と同旨の情報

であり、税務調査の手の内情報や調査手法を明らかにするものとまでは認められない。

そうすると、当該情報を公にしても、税務調査の手の内情報や調査手法が明らかとなり、これを知った一部の納税者等においては、自身が調査対象とされる可能性が高いことを予測し、税額計算上の不正手口等の巧妙化を図るなどにより、調査対象とされる事を免れるなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

当該部分には、個人課税関係の实地調査における重点課題への取組内容及び調査手法並びに实地調査事案の選定に関する事項等が具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

当該情報は、国税当局において限られた人員の中で適正・公平な課税を実現するための重要な要素であり、さらに、税務調査に関する事項が納税者の重大な関心事であることからすれば、これを公にすると、これを知った一部の納税者が調査対象とされる可能性が高いことを予測し、税額計算上の不正手口の巧妙化を図る、あるいは、国税当局による具体的な情報収集の方策が明らかとなり、国税当局の方策への対抗策を講ずるなどして、租税の賦課に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条6号イに該当するとして不開示とした各決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表1の3欄に掲げる部分を除く部分は、同号イに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別表1の3欄に掲げる部分は、同号イに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙（本件対象文書）

文書1 令和4年7月1日付「個人課税関係における実地調査の実施要領について（指示）」

文書2 個人課税事務提要（第10章 実地調査事務）

別表1 本件不開示部分（文書1）

| 一連 番号 | ページ 番号 | 1 不開示部分 | 2 諮問庁が開示す べきとする部分 | 3 開示すべき 部分 |
|----------|------------|--|--|-------------------------------|
| 1 | 別冊の 1 | 2（1）ハの3行 目ないし5行目 | 全て | |
| 2 | 別冊の 1～2 | 2（2）イの1行 目ないし30行目 | 2（2）イの1行目 ないし4行目，5行 目20文字目ないし 6行目11文字目及 び11行目ないし1 3行目 | 2（2）イの5 行目1文字目な いし19文字目 |
| 3 | 別冊の 2～3 | 2（2）ロの1行 目ないし13行目 | 全て | |
| 4 | 別冊の 3 | 2（2）ハの1行 目ないし19行目 | 全て | |
| 5 | 別冊の 3 | 2（2）ニの1行 目ないし5行目 | 2（2）ニの2行目 23文字目ないし3 行目5文字目及び4 行目ないし5行目 | |
| 6 | 別冊の 4 | 2（2）ホの1行 目ないし10行目 | 2（2）ホの3行目 ないし4行目13文 字目及び4行目30 文字目ないし5行目 36文字目 | |
| 7 | 別冊の 5 | 3（2）の1行目 ないし4行目 | 全て | |
| 8 | 別冊の 5～6 | 3（3）イの1行 目ないし4行目及 び12行目ないし 19行目 | 3（3）イの12行 目 | |
| 9 | 別冊の 6 | 3（3）ロの9行 目ないし11行目 | 3（3）ロの9行目 1文字目ないし10 行目19文字目及び 11行目12文字目 ないし29文字目 | |
| 10 | 別冊の 7 | 5（1）イの6行 目ないし14行目 | 5（1）イの6行目 | |

| | | | | |
|-----|------------|---------------------------------|------------------------------------|---|
| 1 1 | 別冊の 8 | 5 (1) ロの8行 目ないし19行目 | 全て | |
| 1 2 | 別冊の 9 | 5 (1) への6行 目ないし13行目 | 全て | |
| 1 3 | 別冊の 1 0 | 5 (3) イの13 行目ないし22行 目 | 5 (3) イの13行 目ないし19行目 | 全て |
| 1 4 | 別冊の 1 0 | 5 (3) ロの10 行目ないし17行 目 | 5 (3) ロの10行 目ないし15行目 | 全て |
| 1 5 | 別冊の 1 1 | 5 (4) イの9行 目 | | |
| 1 6 | 別冊の 1 3 | 5 (4) ハ (ハ) の18行目ないし 25行目 | 全て | |
| 1 7 | 別冊の 1 4 | 5 (4) ハ (ホ) Dの4行目ないし 9行目 | 全て | |
| 1 8 | 別冊の 1 4 | 5 (4) ハ (へ) の10行目ないし 13行目 | 全て | |
| 1 9 | 別冊の 1 5 | 5 (4) ハ (チ) の15行目ないし 25行目 | 5 (4) ハ (チ) の 15行目 | 5 (4) ハ (チ) の16行 目, 17行目及 び20行目ない し25行目 |
| 2 0 | 別冊の 1 6 | 5 (4) ニの6行 目ないし8行目 | | 全て |
| 2 1 | 別冊の 1 7 | 5 (4) への6行 目ないし11行目 | 5 (4) への6行目 | 全て |
| 2 2 | 別冊の 1 7 | 5 (4) トの3行 目ないし5行目 | | 全て |
| 2 3 | 別冊の 1 9 | 6 (2) の6行目 ないし8行目 | 全て | |
| 2 4 | 別冊の 2 1 | 9の13行目ない し25行目 | 9の13行目ないし 15行目及び17行 目ないし23行目 | 全て |

| | | | | |
|----|---------|-----------------------------|--|--|
| 25 | 別冊の別紙1 | 「別紙1」以外全て | 1枚目の1行目（表題部分）並びに2枚目の1行目（表題部分）及び2つ目の【参考】部分の全て | |
| 26 | 別冊の別紙2 | 「別紙2」及び「調査事案選定履歴表」以外全て | | |
| 27 | 別冊の別紙3 | 「別紙3」以外全て | | |
| 28 | 別冊の別紙7 | (3) 「選定事由」の表のうち表題を除く部分 | | |
| 29 | 別冊の別紙10 | 表内「入力確認」欄の「KSK」欄及び「調査システム」欄 | | |

別表2 本件不開示部分（文書2）

| 一連番号 | 不開示部分 |
|------|--|
| 30 | 第10章－第1節， 3（2）「農業所得者の要処理人員」の2行目1文字目ないし24文字目 |
| 31 | 第10章－第3節， 2（2）ロ（イ）「申告書等との照合」の2行目10文字目ないし3行目20文字目及び2（2）ハ「不突合の一覧表写し等の解明」の1行目35文字目ないし3行目28文字目 |
| 32 | 第10章－第5節， 1「申告審理システムの概要」の「申告審理システムの処理要領」の表のうち「申告審理個別抽出対象者名簿・分析カード・資料情報保有状況等一覧表・資料情報カード」と記載された四角囲みの下の部分 |
| 33 | 第10章－第5節， 2（2）「手作業による一次選定」の1行目ないし24行目 |
| 34 | 第10章－第5節， 3（1）「実地調査対象者の選定」の全部 |
| 35 | 第10章－第5節， 3（2）「実地調査対象者の区分」の2行目ないし25行目 |
| 36 | 第10章－第5節， [参考] 1「申告審理システム（オープンシステム及び一部従来のK S K業務）による一次選定処理手順」の表のうち「処理内容」欄の（2）「署設定条件の検討」の[留意事項] 2「準備事務（ポイント設定）」の5行目ないし11行目及び「主な画面」欄の3つ目の（オープンシステム）の1行目ないし34行目 |
| 37 | 第10章－第5節， [参考] 2「分析カード等の出力」の表のうち「処理内容」欄の（2）の[留意事項]の4行目ないし12行目 |
| 38 | 第10章－第6節， 14（2）「対象事案」の2行目ないし11行目 |